

“タバコ”が健康に悪いとわかっているけども
“タバコ”を止めることができずお悩みの方へ

禁煙外来のご案内

2006年4月から禁煙治療が保険適応されることになりました。
これは喫煙を病気としてとらえ、必要な治療を行うという考え方です。
禁煙治療は一定の条件を満たした方なら、どなたでも受けることができます。

禁煙 外来

外来で希望に応じ、禁煙補助剤を使う約3ヶ月間のプログラムです。

診療曜日：毎週月曜日（午後のみ）・水曜日
（完全予約制）

受付時間：月曜日 午後2時～午後4時
水曜日 { 午前9時～午前11時
午後2時～午後4時

※ 定められた条件を満たさない場合は、自費診療（保険外診療）となります。

診療・治療内容

診療開始前の問診

①禁煙治療のための条件の確認

条件1：直ちに禁煙しようと考えていること

条件2：TDS（ニコチン依存症スクリーニングテスト）で依存症と診断（TDS5点以上）されていること

条件3：1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上であること

条件4：禁煙治療を受けることを文書により同意していること

※上記の条件1～4をすべて満たす場合に保険診療となります

②喫煙状況に関する問診

初回診察

再診（1回目/2週間後）

再診（2回目/4週間後）

再診（3回目/8週間後）

再診（4回目/12週間後）

①身長・体重・血圧測定 ②診察

③呼気一酸化炭素濃度の測定

④禁煙実行、継続に向けてのアドバイス

⑤ニコチン製剤の処方

禁煙によって体重増加傾向のある場合は、ご希望であれば栄養相談もお受けいたします



お問い合わせ
お申し込み先

医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院
内科外来（禁煙外来） 電話 076-252-2101（病院代表）

タバコを止めようと思っても
なかなか止められない方、ぜひ一度
「禁煙外来」へご相談ください。

禁煙したいあなたを応援します

タバコが止められない原因は、ニコチンの作用（ニコチン依存）と喫煙習慣（心理的依存）の2つです。

決してあなたの意思が弱いから、禁煙できないのではありません。

あなたにあった禁煙導入法、ニコチン依存からの適切な離脱方法（ニコチン代替療法）や、行動療法（タバコに頼らず、気分を落ち着かせるような行動を身につけ、喫煙習慣から離脱する方法）を見つけ実行することで、誰でもタバコを止めることができます。

禁煙外来ではあなたがあなたにあった禁煙導入法、ニコチン代替療法や行動療法を見つけ実行することをお手伝いします。

もちろん禁煙外来を受診したからといって容易に1回で禁煙が成功するとは限りません。しかし、例えば禁煙に失敗してもその失敗が次の禁煙の成功に結びつきます（失敗は成功の基!）。

今必要なことは、「私はタバコを吸わないことにしよう。」と挑む“勇気”だけです。

完全予約制ですので、事前にお申し込みください。電話での予約も可能です。

初回診察は60分程度かかります。お時間とれる日時をご予約ください。